

# 2024年度 成年後見人材育成研修（委託研修）開催要項

北海道社会福祉士会では、家庭裁判所からの成年後見人等の受任要請が急増しているため、成年後見人等として活動できる会員を増やすことが急務となっています。そのため、本会では日本社会福祉士会から委託を受け、「成年後見人養成支部委託研修」を実施し、後見受任を前提とした研修を行ってまいりました。2017年度より成年後見人材育成研修に変更され、受任するしないに関わらず、広く成年後見制度について学べるようになりましたので希望される会員はぜひお申し込みください。

なお、ばあとなあ北海道に登録し、後見活動を希望される方は別途名簿登録研修の受講が必要です。別紙開催要項をご覧ください。

## 1 研修目標

(1) 専門職後見人としての社会福祉士が身につけるべき知識・技術を修得し、権利擁護センターにおける成年後見人としての一定の力量を確保すること。

(※本研修の修了は、権利擁護センターばあとなあ後見人候補者名簿に登録し、受任できる者を養成する「名簿登録研修」の受講要件となります。)

(2) 地域で相談援助にあたる者が、成年後見制度活用の知識、技術を修得すること。

|       |     |               |             |
|-------|-----|---------------|-------------|
| 2 日 時 | 1日目 | 2024年9月14日(土) | 10:00~17:40 |
|       | 2日目 | 2024年9月15日(日) | 10:00~17:20 |
|       | 3日目 | 2025年1月11日(土) | 10:00~17:10 |
|       | 4日目 | 2025年1月12日(日) | 10:00~16:10 |

3 会 場 かでる2・7(北海道立道民活動センター)  
(札幌市中央区北2条西7丁目 道民活動センタービル)

4 受講対象 下記のいずれかの者で、「5 受講要件」の全てを満たす者。

(1) 社会福祉士会の権利擁護センターばあとなあ成年後見人等候補者名簿登録を目指す者

(2) 社会福祉士として地域で相談援助を行っている者

5 受講要件 次の要件すべてを満たす者

(1) 北海道社会福祉士会の正会員であり、年会費の滞納のない者

(2) 次に挙げる a~c のいずれかを満たす者

a. 日本社会福祉士会の基礎課程(基礎研修Ⅰ~Ⅲ)を修了している者

b. 日本社会福祉士会の旧生涯研修制度の共通研修課程を1回以上修了している者

c. 認定社会福祉士である者

(3) カリキュラム全課程に出席し、指定された課題をすべて提出できる者

6 定 員 30名

## 7 カリキュラム（予定）

| 日程             | 時間          | 課目                     |
|----------------|-------------|------------------------|
| 1日目<br>9/14（土） | 10：00～10：30 | 研修ガイダンス                |
|                | 10：30～12：30 | 1 成年後見制度の解説            |
|                | 13：30～14：30 | 2 成年後見活動における判断能力のとらえ方  |
|                | 14：40～17：40 | 3 社会福祉士と成年後見～権利擁護の視点から |
| 2日目<br>9/15（日） | 10：00～12：00 | 4 財産法の基礎               |
|                | 13：00～14：30 | 5 財産管理のための知識           |
|                | 14：40～15：40 | 6 後見事務の実際1             |
|                | 15：50～17：20 | 7 家庭裁判所の実務の理解          |
| 3日目<br>1/11（土） | 10：00～12：00 | 8 家族法の基礎               |
|                | 13：00～15：30 | 9 身上保護（身上監護）のための知識     |
|                | 15：40～17：10 | 10 後見実務の実際2            |
| 4日目<br>1/12（日） | 10：00～12：00 | 11 演習1 ニーズの把握と対応       |
|                | 13：00～15：00 | 12 演習2 ネットワーク活用による権利擁護 |
|                | 15：10～16：10 | 13 今後の活動について（修了試験）     |

※ カリキュラムが変更になる場合がありますので、ご了承ください。

- 8 受講費 50,000円（別途市販テキスト代として約14,000円が必要になります）  
受講決定書が届きましたら、受講費を指定の口座へ振り込んでください。  
※納入された受講費は、北海道社会福祉士会の責による場合以外は返金致しません。

- 9 申込方法 本会ホームページの申込フォームまたは以下の二次元コードからお申込下さい。  
（電話・E-mailでの申込みは受け付けておりません。）



<https://forms.gle/YnpCLZQThAUYXXDp7>

- 10 申込締切 6月25日（火）

## 11 受講可否の連絡等

申込締め切り後、ばあとなあ北海道運営委員会にて選考の上、申込者全員に受講の可否を通知します。

- ・申込者が定員を越えた場合は、名簿登録研修にもお申込みの方を優先させていただきますのでご了承ください。
- ・受講申込が一定数に満たない場合は、研修開催を中止することがあります。
- ・会場案内、受講費の納入方法、テキストの購入方法、事前課題、およびキャンセル等の扱いについては、受講可否の連絡時にご案内します。

- 12 修了条件 研修の修了には次の基準を満たす必要があります。
- ・事前課題を期日までに提出すること
  - ・カリキュラム全課程の出席が100%であること
  - ・修了評価（筆記試験）で一定の水準を満たすこと

### 13 研修単位について

- (1) 日本社会福祉士会の生涯研修制度においては、専門課程の2単位となります。  
(2) 本研修は、認定社会福祉士制度の研修として認証されています。

認証科目：後見制度の活用（成年）

（分野専門/高齢分野、ソーシャルワーク機能別科目群）

単位数：2単位

認証番号：20160004

注：分野については、認定社会福祉士の認定申請をするときに、自身の申請をしようとする分野の単位として扱うことができます。「後見制度の活用（成年）」は、高齢分野のほか、障害分野、医療分野、地域社会・多文化分野の認定申請者も各分野の単位として扱うことができます。

- 14 主 催 公益社団法人日本社会福祉士会  
主 管 公益社団法人北海道社会福祉士会

－問合せ先－ 公益社団法人北海道社会福祉士会 事務局  
住所：〒060-0002 札幌市中央区北2条西7丁目 かでる 2.7 4 階  
電話：011-213-1313 F A X：011-213-1314  
(月～金曜日 9:30～16:30) E-mail: info@hokkaido-csw.or.jp